

函館市新エネルギーシステム等導入補助事業～申請の手引き～

1 補助事業（電気自動車等）の目的

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHEV）（以下「電気自動車等」という。）を購入する市内の個人に対し、補助金を交付することにより、災害時の電力供給や環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮したクリーンエネルギー活用に関する市民意識の醸成を目的とする。

2 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

※ 先着順に受付し、申請額が予算に達した段階で募集を終了します。

3 補助対象者

申請者本人が使用する自家用自動車（自動車検査証の使用者に個人の氏名が記載されており、かつ、使用の本拠の位置が市内にある場合に限る。）として電気自動車等を購入する者。（中古・リースによる導入を除く。）

ただし、本市に課税された市税のうち、納期限が過ぎた市税に未納の額がなく、暴力団員でないものとする。

4 補助対象設備・補助対象経費・補助金額

補助対象設備・補助対象経費・補助金額は、以下のとおり。

補助対象設備	補助対象経費	補助率	補助上限額
電気自動車（EV）	車両本体に要する経費	補助対象 経費の 1/2	補助対象 設備ごと に 10万円
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	車両本体に要する経費		

5 補助金の申請

「補助金交付申請書兼実績報告書」に以下の必要書類を添えて、函館市環境部環境政策課に提出すること（手続代行者による提出も可能）。

なお、補助金の申請は、同一の申請者かつ同一の補助対象設備につき1回限りとする。

※ 初度登録日または車両の購入に係る支払が完了した日のいずれか遅い日（購入完了日）の翌日を1日目として90日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

（いわゆるディーラーローンなどで支払い完了までに時間を要する場合は、初度登録日を購入日とする。）

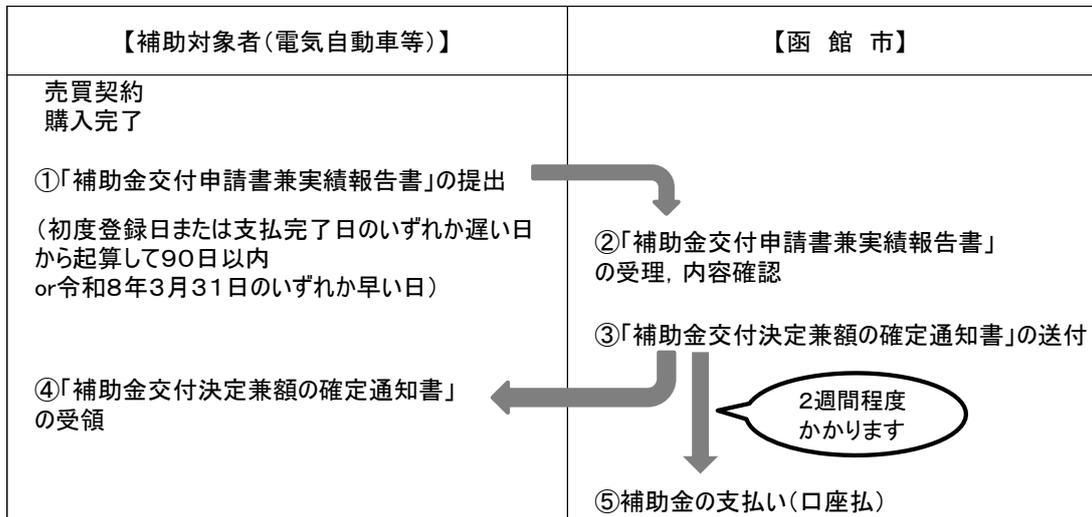
【必要書類】

- (1) 経費の内訳が明記されている売買契約書または自動車注文書等の写し
- (2) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し
- (3) 自動車検査証記録事項の写し
- (4) 補助対象設備の写真
- (5) 申請者の世帯全員の住民票の写し（コピー可）
- (6) 申請者に市税の滞納がないことの証明書
- (7) 補助金の振込先を確認できる書類（指定の様式，通帳の写しやインターネットでの表示画面等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ (2)補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写しとは、以下の書類をいう。

ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方式を合意したことが明記されている契約書や申込書等、もしくは現金支払い等による領収書の写しや、銀行振込み等で領収書の無いものについては入出金明細、資金移動のわかる書類または銀行発行の振込み証明書の写し等のほか、頭金の入金や下取り等がある場合、当該金額がわかる書類等。

7 補助金申請から交付までの流れ（フロー）



○ **問い合わせ先**

〒040-0034 函館市大森町2 1 番 1 2 号シャトー大森1 階
 函館市環境部環境政策課（電話 0138-85-8197）
 Mail kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp